

経緯

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」）が制定されてから18年が経過。
 - ✓ 配偶者暴力相談支援センターに寄せられる相談受理件数は4年連続で10万件を超え、高止まりの状況。
 - ✓ 平成29年度内閣府による調査では、DV被害経験は女性の約3人に1人、何度も経験したことがある女性は約7人に1人。
- DV被害者支援において、民間シェルターは地域社会における不可欠な資源であり、「SDGs（持続可能な開発目標）」の「誰一人取り残さない社会」の実現と「ジェンダー平等」と「女性のエンパワメント」の観点からも、民間シェルターの果たす役割は大きい。
- 「DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会」では、平成31年2月以降4回にわたり、有識者や支援者、地方自治体等からヒアリングを実施するとともに、アンケート調査により実態把握を行った。

報告書の内容

I 民間シェルターの現状

(1) 特徴

- ✓ 都道府県や政令指定都市が把握している民間シェルター運営団体数は107（2018年11月時点）。
- ✓ いち早くDV被害者支援活動を行ってきた「先駆性」、フレキシブルな支援ができる「柔軟性」、地域の社会資源を活用しながら特性を生かした活動を行う「地域性」、専門的な知見に基づくニーズ応じた支援を行う「専門性」等の特徴を有する。

(2) 位置付け

- ✓ DV防止法における直接の明記はなし。配暴センターで行う一時保護の委託先（3条4項）、配暴センターの連携先（3条5項）、国・地方公共団体による援助の対象（26条）として位置付け。
- ✓ 男女共同参画基本法に基づく第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）では、「民間シェルター等に対する連携・支援に努めること」、「民間シェルター等の積極的活用による適切かつ効果的な一時保護を実施する」と具体的に明記。

(3) 現行の支援策

- ✓ 地方公共団体による民間シェルター等に対する財政支援について、当該支援費の2分の1が特別交付税の算定基準に盛り込まれている。
- ✓ 都道府県による一時保護委託費の支給（その半額は国の負担）。

II アンケート調査結果

主にDV被害者支援を行う民間施設（95施設）、都道府県及び政令指定都市のDV被害者等支援担当課（67自治体）に対して実施。

(1) 支援体制

- ✓ 常勤職員がいる民間シェルターは約6割にとどまるが、そのうち専門性をもつ職員がいる施設は約7割。
- ✓ 1施設あたりの平均職員数は、常勤職員2.0人、非常勤職員4.0人、ボランティア5.3人。

(2) 調査実施時点(H31.2)での受け入れ状況

- ✓ 18歳以上の女性を受け入れている施設は66.3%で、そのうち受け入れ人数「3人以下」が約7割。
- ✓ 18歳未満の男女の入居者について、被害者の「同伴児童」であると推察される施設は少なくとも15施設。
- ✓ 調査実施時点で受け入れがない施設は24(25.3%)。

(3) 自治体

- ✓ 民間シェルターがない自治体は17(25.4%)。

III 課題（構成員からの主な意見）

1 財政面・人的基盤の不足、高齢化

- ✓ 民間シェルターに対する一時保護委託件数の減少が運営に重大な影響。
- ✓ 財政面の不足により新たなスタッフや専門職の人材確保が困難となっており、全国的に支援者が高齢化。

2 カウンセリングの提供が可能な支援体制の充実

- ✓ 相談者の多くが、精神的な問題に起因する悩みを多く抱えている現状。
- ✓ DVや性虐待等の被害特性に理解のある心理職等の専門家によるプログラムを受けられる体制整備が必要。

3 行政との連携不足と対等な関係性の確保

- ✓ 一時保護委託における決定権等による対等な関係性構築に課題。
- ✓ 民間シェルターと行政に支援方針の違いが見られる傾向も。
- ✓ 支援方針の決定にあたっては、被害者を尊重し、民間と行政とが対等な立場で検討することが必要。

4 地域間格差

- ✓ 民間シェルターの地域的偏在（大都市や北海道に集中）。
- ✓ 自治体のDV問題に対する理解や認識による支援サービスの自治体間格差。

5 児童虐待対策との連携不足

- ✓ DVと児童虐待とが絡んで発生している「ファミリー・バイオレンス」ケースの全国的な分析が必要。
- ✓ 「支配とコントロール」等のDV構造の正しい理解、社会の偏見等を解く必要。
- ✓ 児童相談所と配偶者暴力相談支援センターとの情報共有、連携強化が必要。

6 加害者対策の必要性

- ✓ 暴力の危険度を判定する統一指標の作成が必要（リスクアセスメント）。
- ✓ 加害者更生プログラムを被害者支援の一環として明確な位置付け及びガイドラインの作成によるプログラムの質の標準化。

IV 支援拡充の方向性（新たなパッケージ） ～生きづらさを抱える女性のために～

1 基本的な考え方

- ✓ 民間シェルターの支援理念や手法はDV被害その他の生きづらさや困難を抱える女性に対する支援における重要な社会資源。
- ✓ DV被害者等の支援という共通の目的のもと、民間と行政が対等な立場で考え方情報を共有し、連携して支援にあたる必要。

2 方向性

（1）民間シェルターの基盤強化と対応力の向上

- ✓ 複合的困難により、社会的に孤立し、生きづらさを抱える女性を支援する民間シェルター等が行う先進的な取組（専門職等によるメンタル面のケア、児童虐待対策との連携、メール・SNSを活用した相談 等）を試行的に実施。
- ✓ ネットワーク強化に向けた取組（研修、シンポジウム開催等）の促進。
- ✓ 税制・財政上の措置の利活用促進（NPO法人化手続きの情報提供等）。

（2）行政との連携強化、地域間格差の解消

- ✓ 行政が発出するDV被害者支援に関する通知等の民間団体に対する速やかな提供の促進。
- ✓ 民間シェルターに対する財政支援実績のない自治体に対する理由等の調査、自治体における財政支援による事業展開の好事例等の収集、周知。

（3）加害者対策に向けた調査研究の実施

- ✓ リスクアセスメント指標を用いた機関間連携に基づく被害者支援及び加害者対応
- ✓ 民間団体等との協働による地方公共団体と連携した加害者更生プログラムの実施基準等の作成に向けた検討。

（4）児童虐待対策との連携強化

- ✓ 関係機関を対象とする、DVと児童虐待の関連性に関する理解の促進や、関係機関における的確な連携強化を図るために官民連携による研修等の実施。
- ✓ DV対策に関連性を有する関係機関による協議会の活用促進
- ✓ DV対応機関と児童虐待対応機関の情報を包括的にアセスメントするリスク判断の手法、連携方法を含めた対応の在り方に関するガイドラインの策定に向けた検討。